

介護報酬削減への反対と介護従事者の処遇改善施策の拡充に関する意見書

人口急減・超高齢社会となる我が国において、これからの地域社会を守り、豊かなものにしていくためには、国民が将来にわたって不安を感じることなく、安心して暮らしていける地域包括ケアシステムの構築が不可欠である。

しかしながら、社会保障と税の一体改革が進むにつれ、効率化と重点化が急がれる中で、市場経済に照らした適正化を図るとして、介護報酬（介護給付）の大幅な削減が財務省から提案されているところである。

我が国のこれからの支える基盤的産業として、介護サービスの提供、福祉的地域づくりの面はもとより、雇用・地域経済の点からも介護分野が果たす役割は極めて大きなものであり、今後ますますの進展が望まれる。

これに対して、大幅な報酬削減を行うことは、高齢者の暮らしに多大な不安をもたらすばかりでなく、地域包括ケアの担い手としての介護従事者の処遇改善を停滞させることとなり、ひいては生活不安からくる離職、地域経済の減退へとつながる「負のスパイラル」を到来させることになる。

よって、国においては、以上の趣旨を踏まえて、平成27年度介護報酬改定における削減については行わず、併せて介護従事者の処遇改善について、消費税財源のいかんを問わず拡充を図られるよう強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年12月22日

徳島県議会議長 森 田 正 博